

令和5年2月24日（金曜）

議事日程第3号

令和5年2月24日（金曜）午前10時開議

第1 一般質問

午前10時00分 開議

○原亨議長 ただいまより本日の会議を開きます。

○原亨議長 日程第1「一般質問」を行います。

発言の通告がっておりますので、順次発言を許します。

まず、津田征士郎議員の発言を許します。津田征士郎議員。

〔41番 津田征士郎議員 登壇 拍手〕

○津田征士郎議員 おはようございます。熊本自由民主党市議団の津田でございます。

今回、久しぶりの一般質問となりますが、機会をいただき、感謝申し上げます。

さて、今回の質問は地元の課題に関することも少々多くとなっておりますが、私の議員生活最後の質問ということで、御容赦をいただきたいと思っております。大西市長はじめ執行部の皆様におかれましては、明快な御答弁をお願いいたします。

初めに、政令指定都市移行から10年と、これからの熊本市についてお尋ねします。

私は、平成11年5月に市議会議員として初当選して以来、これまで執行部の方々や同僚議員と共に市政に関わってまいりました。その中でも、特に印象に残っている場面の一つとして、私が平成23年5月に熊本市議会第50代議長に就任した際、本市の政令指定都市移行という歴史的な瞬間に立ち会うことができたことであります。

平成24年4月1日の午前零時、当時の幸山市長と共に、カウントダウンからくす玉割りを行い、まばゆいばかりのカメラのフラッシュと歓声に包まれながら、政令指定都市・熊本のスタートを切ったことを、ついこの間のように記憶しております。

政令指定都市移行に伴い、福祉や教育をはじめ、都市計画や土木など、それまで県が行っていた多くの事務が移譲され、また、区ごとに区役所が設置されるなど、権限の強化と併せ、より市民に身近な行政サービスが行われるようになりました。

加えて、国とも直接やり取りができるようになったことにより、迅速に政策の実現が可能になったと実感もしており、熊本地震からの復旧・復興をはじめ、全国都市緑化フェアやアジア・太平洋水サミットの開催、さらには10分・20分構想等の新たな高規格道路を含む道路事業などは、まさに政令指定都市であればこそ実現したものではないかと考えております。

しかしながら、その一方で、政令指定都市は大都市ならではの複雑で多様な課題に加え、その役割に応じた税財源の問題など、共通の課題もあるところですので。現在、指定都市市長会等において、地域の特性に応じた多様な大都市制度など、様々な議論が

なされておりますが、今後も真の分権型社会の実現のために果たすべき役割はますます重要になってくるものと考えております。

県内に目を向けましても、少子高齢化の進展や人口構造の変化などによって、相対的に都市の活力維持が難しくなっていく中、熊本都市圏の活力を高めていくためには、本市がリーダーシップを発揮し、都市圏の今後の発展を牽引していく必要があるなど、その役割は重要となります。

そこで、お伺いいたします。

指定都市移行後の10年を振り返っての現状や課題、また、政令指定都市・熊本としての在り方や将来像、さらには今後、本市の果たすべき役割について大西市長のお考えをお尋ねします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 指定都市移行後の10年を振り返りますと、熊本地震をはじめとする度重なる自然災害やコロナ禍への対応に当たりながら、区役所を中心とした住民サービスの向上、自主自立のまちづくりを進めますとともに、熊本城ホールや花畑広場、熊本駅前広場の整備など、大都市にふさわしい都市基盤の整備にも取り組んでまいりました。

また、近隣19市町村で構成いたします熊本連携中枢都市圏において、リーダーシップを発揮しながら、地球温暖化対策をはじめ、先進的な事業を積極的に実施し、都市圏の活力と魅力の向上にも取り組んでまいりました。

一方で、社会経済情勢が大きく変化いたしまして、本市は今、熊本地震やコロナ禍、物価高騰で疲弊した市民生活の回復をはじめ、深刻化する少子高齢化、人口減少への対応、慢性的な渋滞の解消、TSMC進出を好機とした地域経済の活性化など、取り組むべき課題に直面しております。

改めて申すまでもなく、指定都市には住民に身近な基礎自治体としての役割、都市圏における中枢都市としての役割、先端都市として都市行政を先導する役割という3つの役割がございます。本市としましては、次の10年、そしてその先の未来を見据えながら、市民に密着した様々な地域課題の解決に取り組むことで、市民一人一人の多様な価値観を満足させることができるバランスの取れたまち、上質な生活都市を実現してまいりたいと考えております。

また、九州中央に位置する指定都市として、都市機能やハブ機能をより一層高め、新しい文化や価値、活力を創出いたしますとともに、SDGsやDX（デジタルトランスフォーメーション）などを積極的に推進することで、県内はもとより九州全体の発展を牽引する役割を果たしてまいりたいと考えております。

〔41番 津田征士郎議員 登壇〕

○津田征士郎議員 本市の政令指定都市移行の際には、私もその一員として参加させていただきましたが、当時、県と市の異例の協力体制の下、取り組んでまいりました。それはまさしく本市が政令指定都市となり、熊本県全体の牽引役として市域を超えた

広域的な役割を担っていくことが期待されていたからにはほかなりません。

これまでも、連携中枢都市圏をはじめ、様々な取組を進めてこられておりますが、これから迎える人口減少や超高齢社会の中で、今後DXの推進やTSMCをはじめとする半導体関連企業などの集積等を含め、圏域全体で高めていく、あるいは多大に役割を保管していくような取組も必要になってくると思います。

ぜひ、今後とも存分にリーダーシップを発揮していただき、政令指定都市・熊本として、都市圏や県内はもとより、九州全体の発展を牽引するような取組を進めていただきたいと思います。

次に、有明海沿岸道路の整備についてお尋ねいたします。

現在、熊本市の西区や南区を走る国道501号は、本市の西側を縦断する幹線道路として大変重要な道路であります。日常的に大型トラックが非常に多く、途中歩道が整備されていない区間も多く存在していることから、歩行者や自転車の安全面で大変懸念をしております。また、一たび交通事故等で通行止めとなった場合には、迂回路がないことから、大変な渋滞が発生しております。

こうした課題を解消するとともに、本市をはじめ有明海沿岸地域の振興のためには、有明海沿岸道路の早期整備が不可欠であると私は考えております。有明海沿岸道路は、熊本都市圏の骨格を形成する幹線道路として、熊本都市圏都市交通マスタープランにおいて、2環状11放射道路として位置づけられている地域高規格道路です。

事業が進んでいる福岡県や佐賀県側の区間については、昨年11月に福岡県内区間が全線開通し、佐賀県区間においても順次整備が進められております。

一方で、熊本県内の区間については、平成10年6月に候補路線の指示を受け、その後、平成27年4月に福岡県大牟田市から熊本県長洲町までの区間において、都市計画がなされたところです。

そこでお尋ねします。

有明海沿岸道路の早期整備については、これまでもこの議場において要望させていただいておりますが、熊本県側区間の現在の進捗と検討状況について都市建設局長にお伺いします。

また、道路整備は全線がつながって初めてその整備効果が最大限発揮されるものです。つまり、福岡県側での整備がおおむね完了した今、熊本までの延伸によってこれまでの整備効果が何倍にもなるものと考えております。

大西市長におかれては、有明海沿岸道路建設促進熊本県期成会の会長として、これまでも国などに対して要望活動を行っておられますが、改めて有明海沿岸道路の今後の整備促進に向けた決意について、大西市長にお伺いいたします。2点それぞれお願いいたします。

〔井芹和哉都市建設局長 登壇〕

○井芹和哉都市建設局長 私からは、現在の進捗と検討状況についてお答えいたします。

有明海沿岸道路の熊本県側の進捗状況につきましては、都市計画決定がなされてい

る長洲町までの区間9.2キロメートルのうち、三池港インターチェンジから荒尾競馬場跡地までの2.7キロメートルについて、昨年1月から国において工事に着手されております。

検討状況につきましては、本市はこれまで地域の状況や交通状況に関する調査等を継続して実施してきており、今年度は国道501号の広域的な交通の利用状況について調査等を実施しております。

また、令和4年12月に国・県・本市で、熊本県有明海沿岸道路連絡調整会議を設置し、一昨日22日の会議では、都市計画決定済みの区間のうち、まずは荒尾競馬場跡地から（仮称）荒尾南インターチェンジまでを優先的に国において整備すること、それ以南についても引き続き国・県・本市で検討していくことを確認したところでございます。

今後も熊本県側区間の早期実現に向け、国・県と連携し、検討を進めてまいります。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 有明海沿岸道路は、佐賀県、福岡県、熊本県の3県にまたがり、広域的な経済交流圏の創出や九州の循環型高速交通ネットワークの形成における重要な路線であります。

私は、期成会の会長として、令和4年第1回定例会において、早期実現に向けたさらなる要望体制の強化をお約束いたしまして、令和4年11月に期成会に加え、知事、県議会議長と共に初の合同要望を行い、国に対して地域の強い思いをお伝えしたところでございます。

現在、県内においてはTSMCをはじめ、関連企業の進出が相次いでおりまして、これらの効果を地域で最大限に享受するためには、2環状11放射道路をはじめとした幹線道路ネットワークの構築が重要であり、特に熊本港に近い有明海沿岸道路の早期実現が不可欠であると考えております。

先ほど都市建設局長が答弁いたしましたとおり、事業主体が未定であった荒尾競馬場跡地から、（仮称）荒尾南インターチェンジまでを国において優先的に整備する方針が示されたところですが、今後も引き続き市議会のお力添えをいただきながら、着工済み区間の早期完成と残る都市計画決定済み区間の早期事業化を国に強く求めていきますとともに、熊本県側全線の早期実現に向け、地域一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

〔41番 津田征士郎議員 登壇〕

○津田征士郎議員 有明海沿岸道路の熊本県側については、平成27年の長洲町までの都市計画決定以降、あまり具体的な動きが見られておりませんでした。昨年は熊本県内の区間として、初めて荒尾市において工事が着工されました。

また、昨年12月には国や県とともに、沿岸道路に関する連絡調整会議が設置されており、一昨日の会議において、（仮称）荒尾南インターチェンジまでの区間を国において優先的に整備することが確認されたとのことでした。

私といたしましても、これは有明海沿岸道路の熊本県区間について、国直轄で本格的に整備、着手されるものと受け止めたところであり、今後の整備促進に向けた大いなる前進であると考えております。

また、大西市長からも有明海沿岸道路の重要性や事業促進に向けて力強い決意が述べられましたが、まさにこれまで積み重ねてこられた活動が目に見える形で実を結び始めております。

大西市長におかれましては、今後とも期成会の会長として、県や沿線自治体とも連携し、早期実現に向け、なお一層取り組んでいただきますようよろしくお願いいたします。

次に、金峰山自然の家の再建についてお尋ねいたします。

金峰山少年自然の家は、宿泊体験型野外教育施設として昭和50年に開設され、これまで135万人を超える多くの方々に利用されてきました。しかしながら、施設の老朽化や不具合等により、平成31年4月から受入れが中止されております。

私たちの世代は、幼い頃から様々な自然体験を通じて成長してきましたが、近年の都市化やインターネットの普及等によって人々のライフスタイルは変化しており、このような体験活動の場が少なくなっていると感じております。

このようなことを踏まえ、未来を担う全ての青少年の成長に不可欠な自然体験を通して、心身ともに健やかに成長するための活動の場として、また、市民が自然に慣れ親しむ場としての再建を目指して、新自然の家整備基本計画を策定し、現在、事業が進められております。

この事業に対しては、私の地元の河内の方々からも多くの期待の声を聞いているところであり、整備に当たっては地域に根差した施設となるよう、ぜひ多くの方々から意見を聞きながら進めてもらいたいと思います。

そこで、新自然の家の整備に関して、事業のスケジュールと現在の進捗状況、また地域の意見等を踏まえながら進めていくことについての考えを教育長にお尋ねいたします。

また、今回の新自然の家は、民間の持つノウハウや資金を活用し、施設の建設や維持管理、さらには施設運営に至るまで一括して民間に委託するPFI方式での運営を行うこととされております。

新施設の利用形態については、整備基本計画の中で、「社会教育施設として小学生の集団宿泊教室の利用を最優先に確保し、学校利用のない期間は、主催事業を実施するとともに、青少年団体のほか広く市民等の利用を促進します」と記載されております。

そこで、新自然の家については、今後民間の持つ経営ノウハウ等を生かしながら、どのように施設として活用を図っていくのかお尋ねします。

また、新自然の家は豊かな自然に恵まれた場所に立地しており、周辺にはミカンや梨などの果物や峠の茶屋公園や霊巖洞などの観光資源をはじめ、有明海や熊本市が一

望できる金峰山などすばらしい魅力が数多くあります。

こうした地域の魅力や情報などについても積極的に発信していくべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上、再建スケジュールと進捗状況及び施設の活用について、教育長にお尋ねいたします。

〔遠藤洋路教育長 登壇〕

○遠藤洋路教育長 金峰山少年自然の家の再建スケジュールと進捗状況については、令和4年第4回定例会において、金峰山ビレッジ株式会社との特定事業契約締結の議決をいただき、現在、基本設計に着手したところです。

本年4月からは、実施設計、既存施設の解体等に着手することとしており、令和6年1月から管理棟や宿泊施設等の建設工事を行い、当初の計画どおり令和7年4月に新施設の供用開始を予定しております。

地域の御意見等も踏まえながら進めていくことについては、議員御指摘のとおり、地域に根差した施設となるためにも、地元住民の皆様の御理解と御協力は最も重要であると認識しております。

これまで地元自治会をはじめ、社会教育団体、障がい者団体等へ事業計画を説明するとともに、小学生や中高生等とのワークショップを開催しており、今後とも地元の皆様へ施設整備の進捗状況を報告し、運営面に対する御意見等もお聞きしながら、地域と連携した事業を推進してまいります。

新自然の家の活用については、民間事業者の持つ経営ノウハウ等を最大限に発揮し、小学生の集団宿泊教室をはじめ、多くの子供たちに金峰山周辺の恵まれた自然等を生かした森林学習や環境教育等の質の高い教育、学びの場を提供していくこととしております。

また、地元の豊かな産業や歴史文化、暮らしを実感できる野外体験プログラムや利用者ニーズを踏まえたアウトドア体験等を提供するとともに、インターネットを活用した予約サイトやキャッシュレス決済など、利便性を向上する効果的なサービスを提供してまいります。

地域の魅力や情報の発信については、施設内に地域情報コーナーを設置するとともに、SNSの活用やウェブサイトを通じて地域資源を紹介するなど、地域の魅力を広く発信しながら、多くの市民の皆様に親しまれ、気軽に利用いただける自然体験の拠点施設として運営してまいります。

〔41番 津田征士郎議員 登壇〕

○津田征士郎議員 予定どおり事業が進捗しているとのことで、安心いたしました。施設の整備運営に対する意見等については、施設整備や運営面にできる限り反映していくとのことでした。今後も意見交換等を行いながら、地域とも連携して進めていかれますようお願いしておきます。

また、今後の施設の活用については、様々な野外体験プログラムなどを通じて、将

来を担う青少年の健全育成を図っていただくとともに、地域の魅力や情報の発信も積極的にいながら、市民の方々にも親しまれる施設となるよう、教育委員会と事業者とが一体となって取り組んでいただきたいと思います。新自然の家の再建に大いに期待いたしております。

次に、本市の観光誘客についてお尋ねいたします。

コロナ禍以降、感染拡大の長期化により、全国的に観光が落ち込んでおり、本市においてもイベント自粛等の影響もあり、国内外からの観光客は大きく減少しているところ です。

しかしながら、昨年来、国において外国人観光客等に対する水際対策の緩和等によって、訪日客に回復の兆しが見えてきており、また本年5月には新型コロナウイルス感染症の5類への引下げが決定されるなど、徐々にこれまでの日常に戻りつつあります。実際、最近では町なかでも観光客の姿を目にすることが多くなってきました。

このような中、他都市においては観光誘客に特に力を入れて取り組まれています。本市には日本を代表する熊本城をはじめ、全国に誇る観光資源が数多く存在しております。

本市においても、この機を逃さず国内外に対する観光誘客の取組をより一層進めていくことが必要であり、そのことが熊本の経済回復にもつながるものと考えております。

そこでお尋ねします。

今後、国内外に対する観光誘客の取組について、どのように進めていかれるのか、経済観光局長にお伺いします。

〔田上聖子経済観光局長 登壇〕

○田上聖子経済観光局長 今後の国内外に対する観光誘客の取組についてお答えいたします。

観光産業は国内外との交流人口を拡大し、地域経済の活性化を図る重要な産業の一つであると認識しており、今後はコロナ禍を経て、さらに多様化する旅行者ニーズを捉えた施策を一体的に展開することが重要であると考えております。

そこで、国内向けの取組といたしましては、ターゲットを絞ったプロモーションに取り組む必要があると考えており、例えば、阿蘇、天草と連携した広域的な周遊促進や飲食を中心とする本市の夜の魅力を活用した滞在促進事業などを誘客効果の高いエリア向けに展開してまいります。

また、海外からの誘客については、TSMCの熊本進出により増加が見込まれる台湾市場をはじめとしたアジアへの積極的なプロモーションに加え、今年開催予定の世界水泳マスターズ大会やバドミントンSuper 500といった国際スポーツ大会を契機に、欧米豪も含め多くの方にお越しいただけるよう、県や熊本空港、九州各都市とも連携し、スケールメリットを生かしたプロモーションに取り組んでまいりたいと考えております。

これらの取組を戦略的で効果的なものとするため、令和5年度に（仮称）観光マーケティング戦略を策定することとしており、データに基づいた本市観光の実態を十分に把握し、実効性の高い施策を展開することで、コロナ禍により大きく落ち込んだ観光消費額の回復、拡大を図り、熊本の地域経済の浮揚につなげてまいります。

〔41番 津田征士郎議員 登壇〕

○津田征士郎議員 国においては、本年3月に改訂される観光立国推進基本計画において、2025年に訪日観光客数の過去最多を更新することが目標として掲げられ、また、その中で訪日外国人の旅行消費額単価についても2019年に比で25%増、1人当たり20万円、1人当たりの地方部宿泊数は10%増の1.5泊を目標として設定されるとのことです。つまり、観光客の数もちろん重要ですが、今後は1回当たりの消費額や宿泊数を増やすなど、旅行そのものの質を高めてもらうことが重要になってくるということです。

本市においても、TSMCの熊本進出に伴う台湾との交流促進などに加えて、昨年からの急速な円安の進行といった背景もあり、今後インバウンド需要も高まりを見せるものと思います。

今後はデータに基づき、本市観光の実態を十分に把握した上で、国内外に向けた実効性の高い施策を戦略的に実施していくとのことですので、ぜひ消費を喚起するような取組や本市に長く滞在してもらえる仕組みなど、さらなる旅行の質の向上についても官民連携して積極的に取り組んでいただきたいと思います。

次に、西区のまちづくり過疎対策についてお尋ねいたします。

我が国の総人口は、平成20年をピークに、近年一貫して減少しており、ホンバンにおいて、本市においても人口がピークであった平成28年1月から直近の令和5年1月までの7年間で約3,500人が減少するなど、人口減少が進展しております。

これを各区分に見てみますと、中央区や東区ではほぼ横ばい、南区においては人口の増加が見られる一方、西区と北区においては人口が減少しており、私の地元の西区では2,700人余りの人口が減少しております。

また、西区の人口は5区の中でも最も少なく、65歳以上の高齢者が占める割合も5区の中で最も高い31.2%となっており、平成29年度に松尾地域の3つの小学校が小島小学校へ統合されるなど、特に山間地域では過疎化が懸念されております。

このような状況の中、今後各区において、まちづくりや地域の活性化を進めていく上で、その特色を生かした取組や対策が必要と考えています。

そこでお尋ねいたしますが、西区における特色を生かしたまちづくりや過疎化対策についてどのように取り組まれているのか、西区長にお伺いいたします。

〔河本英典西区長 登壇〕

○河本英典西区長 西区のまちづくりにつきましては、これまでの10年の取組を検証するため、今年度、まちづくり懇話会をはじめ、西区内の企業や団体等に直接話を伺い、新たな取組や強化すべき取組等、様々な御提案や御意見をいただきました。

その中で、西区は熊本駅周辺や有明海沿岸、金峰山系エリア等、そのエリアによってそれぞれの特徴や抱えている課題が異なることから、地域の実情に合ったエリア別のまちづくりを展開しており、この取組に対して評価をいただいているところでございます。

今後も、西区の特色である5つのエリア別のまちづくりをさらに強化することにより、区民の皆様の満足度の向上を図ってまいります。

次に、西区の山間地域では、人口減少、少子高齢化の進行が著しい状況にあり、これらの地域の活力を将来にわたって維持し、活性化を図っていくことが大きな課題と認識しております。

具体的な対策といたしましては、松尾地区の小学校跡地を民間事業者や地域活動に活用していただくほか、河内・芳野校区では日常の買物が不便な地域へ、民間事業者と連携した移動販売を実施することで、地域コミュニティの維持を図っております。

さらには、今年度の新たな取組といたしまして、国の地域おこし協力隊制度を活用し、首都圏から協力隊員3名を河内・芳野校区に迎え、協力隊と地域、行政が一体となり、空き家対策や地域情報の発信、今後のまちづくりの方向性を検討するなど、地域協力活動を実施したところでございます。

今後も、地域と行政に加え、関係団体等と連携を図りながら、人口減少、少子高齢化をはじめとする様々な地域課題に対応することにより、心豊かにいつまでも健康で住み続けられるまちづくりに向けて取り組んでまいります。

〔41番 津田征士郎議員 登壇〕

○津田征士郎議員 まちづくりについては、そこで暮らす住民と一緒に進めていくことが自治の基本でありますので、御答弁があったような地域の実情に合わせたまちづくりや住民との直接対話などの取組については、私は大変評価できるものであると思っております。

私の地元の河内・芳野校区においても、地域おこし協力隊とともに地域の方々ともコミュニケーションを取りながら、様々な取組を進められているとのことですが、この事業は本市として初めての取組であったと記憶いたしております。一人一人が望むライフスタイルは様々であり、今後とも多様化していくと思いますが、そこで暮らす人々が生きがいを持って心豊かに暮らしていけるよう、引き続き取組を進めていただきたいと思っております。

また、過疎化については、西区だけの問題ではなく、植木や天明、城南町の一部においても懸念されております。

毎年、我が会派で、市長に対して行っている熊本市政策及び予算に関する要望の中でも、過疎対策専門部署の創設について要望しておりますが、過疎化については様々な社会的な要因が重なり合って生じており、多くの部局が連携して取り組まなければ難しい問題だと思っております。

ぜひ、部局をまたいだ対策を講じていただきますよう、よろしく願いいたします。

最後に、農水産業の振興についてお尋ねいたします。

本市は、清らかな地下水をはじめとした豊かな自然環境に恵まれており、各地域の特性を生かした多様な農水産業が営まれ、そこで生産された良質な農水産物は全国各地に出荷されております。

農業においては、全国屈指の産地として、令和2年産のベースの農業産出額は498億円を誇っており、また、水産業においても、有明海沿岸にてノリ養殖業や採貝漁業など盛んに行われております。

しかし、近年、温暖化等の気候変動や台風、豪雨などの気象災害により、全国的に農水産物の減少が不安視されている中、先月襲った今季最強の寒波により、本市の農水産業は大きな打撃を受けました。

特に、全国有数のノリの産地でもある西区のノリ養殖については、報道でも取り上げられたとおり、今シーズンは不作に悩んでいたところ、今回の寒波が直撃し、さらに甚大な被害を受けており、関係者の方々も前例のない被害だと、大変強い危機感を募らせております。

私も同じ西区の住民として、大変心を痛めているところであり、このような農水産業に対する気象災害への対応として、迅速な行政によるハード・ソフト両面から支援等が必要だと考えております。

そこでお尋ねします。

まずは、今回の寒波における本市の農水産業の被害状況やその対応等についてお示しいただき、さらにはこれから起こり得る気象災害に対し、今後どのように取り組んでいかれるのか、以上2点、農水局長にお尋ねいたします。

〔大塚裕一農水局長 登壇〕

○大塚裕一農水局長 まずはじめに、津田議員におかれましては、これまで長年の間、本市農水産業への御指導、御鞭撻をいただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、御質問に順次お答えいたします。

まず、議員御指摘のとおり、今回の寒波ではノリ養殖施設に大きな被害が発生しました。現在、県や県漁業協同組合連合会と連携して漁場を確認するなど、被害の状況把握に努めているところです。

被害としては、ノリ網や支柱の破損等が発生し、特に小島漁協の漁場においては被害が大きくなっています。被害漁場に被災したノリ網等を放置しておく、病害発生のおそれがあることから、作業が可能な漁場では二次被害を防ぐためにノリ網等の撤去が進められています。

被害額については、県取りまとめによる2月14日時点での速報値で、本市のノリ網等の養殖施設被害額は約1億5,000万円となっています。

なお、養殖ノリの生産物被害額については、調査中となっております。

今回の被害については、先日市長も現地を視察するなど、重大なものとして認識しており、漁業関係者に病害等の情報提供を随時行うとともに、被害状況や漁業者の実情を

踏まえながら、関係機関と連携して被害漁具の処分等、必要な対策を検討してまいります。

また、農作物や農業生産関連施設への被害としては、ハウスビニールの破損等が一部確認されているものの、被害は軽微でした。

なお、果樹生産地域では、低温による樹体被害等が懸念されていることから、関係機関とともに継続して経過観察を行っているところです。

次に、今後の気象災害に対する取組です。

全国でも上位の生産規模を有する本市の農水産業は、本市の基幹産業であり、地域の生活を守る基盤であると認識しています。このため、被害の未然防止を第一に、被害が発生した際も速やかな復旧や経営継続に向けた対応が重要であると考えています。

具体的には、強風の影響を受けにくい低コスト耐候性ハウスの導入、大雨による農地や住宅地への浸水を防ぐ農業用排水機場の維持更新や水路の整備のほか、漁港等の機能保全に取り組んでまいります。

また、発災時には、被災した農地や水路等の災害復旧、土砂が流入、堆積した漁港や漁場のしゅんせつ等にも取り組んでまいります。

さらには、災害発生による損失を補填、軽減する各種保険への加入推進や無利子融資制度の活用など、今後も国・県・関係機関の施策を有効に組み合わせながら、災害に強い農水産業となるように計画的に対策に取り組んでまいります。

〔41番 津田征士郎議員 登壇〕

○津田征士郎議員 ノリの漁場被害については、農林水産省の藤木政務官をはじめ、大西市長や大塚局長も現地を視察され、深刻な被害状況を目の当たりにされております。

本市としても、今後対策を検討していくことで大変期待をしておりますが、ぜひノリ養殖業者のニーズに寄り添った支援策を講じていただきますように、よろしくお願いいたします。

また、気象災害への対応についても、国や県などの関係機関と連携を図りながら、本市の重要な産業である農水産業を様々な気象災害から守る効果的な対策について、計画的に進めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

先ほども述べましたとおり、本市が全国有数の産地であり、その地位を維持しておりますのは、大規模な集出荷施設等を整備し、大消費地に対して高品質の農水産物を安定的に供給してきたからであります。これもひとえに、国や県、そして本市が生産者の多様なニーズに対応した様々な取組を展開してきた成果だと考えております。

農水産業は、人々の生活の基礎となる食料の安定供給という役割にとどまらず、多様な産業と結びつきながら、本市の地域経済を支えるとともに、その高い潜在能力から成長産業としてこれからも期待されており、私たちにとっても欠かすことのできない重要な産業であります。

しかしながら、我が国の農水産業は、農漁業者、そしてまた従事者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加など、長年の課題に加え、新型コロナウイルス感染症に伴

う急激な人手不足、原油・飼料等の価格高騰など新たな課題にも直面しており、その取り巻く環境は大変厳しさを増しております。

そこでお尋ねします。

このような課題を踏まえ、これから本市農水産業の発展につながる持続可能な農水産業をぜひ実現ほしいと考えておりますが、その見解について大西市長にお伺いいたします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 議員が述べられましたとおり、農水産業は食料の安定供給のみならず、多様な産業と結びつきながら地域の経済を支える本市の基幹産業であります。

加えて、国土の保全や地下水の涵養などの機能も果たし、誰もが憧れる上質な生活都市くまもとの実現に欠くことのできない重要な産業であると認識しております。

そのため、さきの市長選挙で、私は活力と勢いのある本市農水産業の実現に向けて、6つのマニフェストを掲げさせていただきました。

具体的には、スマート農業をはじめとする新技術・省力技術の導入や漁場及び水産資源の回復、昨今の燃油・飼料の価格高騰などの影響を最小限に食いとどめ、農漁業経営の高度化や安定化を図っていくこと。

さらに、熊本の農水産物のブランド化と国内外への多様な販路開拓等を進め、本市農水産業の高いポテンシャルを引き出すとともに、地元生産者との交流を通じて、本市農水産物を知る・味わう・好きになる取組なども進めてまいります。

また、野生鳥獣による農水産物被害や生活被害の軽減、排水機場や水路、漁港等の整備、保全を進め、地域のなりわいと生活を守り、災害や環境変化に強い基盤づくりに取り組むこととしております。

これらの取組を着実に進めていくため、市政運営の基本となる次期総合計画の検討に着手したところであり、これまでの農水産業施策の検証を行いますとともに、私自身も「市長とドンドン語ろう！」などの直接対話の場を活用して、現場の声を的確に受け止めながら、農漁業者の皆様が誇りと自信を持って次世代につないでいける持続可能な農水産業の実現に向け、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

〔41番 津田征士郎議員 登壇〕

○津田征士郎議員 ただいま大西市長から大変力強い答弁があり、私も生産者の1人として期待しております。大西市長は、年頭行事として田崎市場での初競りに毎年のように激励に訪れていると聞いており、市長自らが市場に並ぶ新鮮な鮮魚や青果を直接見て触れられていることは、私も評価しております。

ぜひ、大西市長には次世代につないでいける持続可能な農水産業の実現に向け、生産者の様々な声に耳を傾けながら進めていただくようお願いいたします。

本日、私が準備した質問は以上となりますが、最後に2点、要望させていただきます。

1点目は、熊本市市有施設照明LED化事業についてでございます。

本事業は、市有施設の蛍光灯や水銀灯などの照明を一斉にLED化する事業であり、市立の小中学校や高校をはじめとした市有施設において事業が進められております。既に改修が終わっている小中学校などでは、子供たちから教室が明るくなったと大変喜ばれているとの声を聞いております。

また、この事業では地元の電気工事事業者が構成する共同企業体が受注し、施工されておりますが、この事業の実施に当たっては、私も地元の電気工事事業者の主体的参加について要望させていただいた1人であり、感謝申し上げたいと思います。

現在、燃料や飼料等の価格が高騰しており、地元の中小企業は大変厳しい経営環境にあると思いますが、こうした事業を地元で受注していくことは、地場の小規模事業者の持続的な発展や育成ばかりでなく、本市経済の活性化と雇用面でも非常に重要と考えておりますので、引き続き御配慮いただきますようお願いしておきます。

2点目は、公式野球場の整備についてでございます。

私も3人の孫が野球をしている関係で、試合などで九州各県の様々な球場に行きましたが、各県とも広い駐車場を完備したすばらしい球場がありました。熊本にも県営藤崎台野球場をはじめ、八代市や山鹿にも野球場がありますが、藤崎台球場については、施設の老朽化や駐車場の問題など多くの課題があります。

新たな公式野球場の整備については、これまで我が会派の田中誠一議員などからも要望させていただいておりますが、熊本は野球の神様、打撃の神様と言われた川上哲治氏をはじめ、平成の三冠王である松中信彦氏、さらには若き令和の三冠王の村上宗隆選手など、これまで日本を代表する多くの名選手を輩出しております。解決すべき難しい課題も多いとは思いますが、県とも連携してぜひとも早急に進めさせていただきたいと思っております。大西市長、よろしく願いいたします。

今回の質問は、地元の課題に関する質問が多くなりましたが、全て今後の熊本市に対するエールの気持ちを込めて質問させていただきました。

私は、これまで6期24年間にわたって議員として務めてまいりましたが、私1人の力ではなし得られなかったと思っております。本日まで無事に務めることができましたのは、大西市長はじめこの議場におられる指導的立場の本市の職員の方々、さらには同僚議員や地元の方々など、多くの皆様の御理解と御協力のおかげであると心から感謝いたしております。

大西市長におかれましては、今後とも市民や議会はもちろんのこと、職員からの意見や提案についても耳を傾けながら、上質な生活都市くまもとの実現に向け、さらに突き進んでいただきたいと思っております。

また、本定例会は、私たち議員の任期中、最後の議会となります。私を含む6名の議員については、今期をもって御勇退と伺っておりますが、残る42名の議員におかれましては、4月の熊本市議会議員選挙に向け、今後、厳しい選挙戦を戦っていかれるものと思っております。

議員各位におかれましては、ぜひともこの戦いを勝ち抜いていただき、再びこの議

場で熱い論戦を繰り広げ、市政発展に御尽力いただきますよう、心から祈念いたしております。

最後になりますが、本日はお忙しい中、たくさんの傍聴にお越しいただきました。また、インターネット中継でも多くの方たちが御覧になられていると思います。最後まで御清聴いただきました皆様方、また、これまで支えていただきました全ての方々に感謝申し上げます、私の最後の質問を終わりたいと思います。誠にありがとうございました。

○原亨議長 この際、議事の都合により休憩いたします。

午前11時10分に再開いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

○原亨議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○原亨議長 一般質問を続行いたします。

小佐井賀瑞宜議員の発言補を許します。小佐井賀瑞宜議員。

〔31番 小佐井賀瑞宜議員 登壇 拍手〕

○小佐井賀瑞宜議員 皆様、おはようございます。自由民主党熊本市議団の小佐井賀瑞宜でございます。今期最後の登壇の機会をいただき、関係各位に心から感謝の意を表したいと思っております。本当にありがとうございます。

そして、本日のテーマは、この4年間の総括として、コロナ禍で生じた課題を基に、経済や財政、あるいは医療や情報の件を中心に論じてまいりたいと思っております。しばらくお付き合いをいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

最初に、地方財政に影響を及ぼす国の経済観念や財政並びに基本的対処方針について3点掲げたいと思っております。

1点目。昨年末に発表された2023年度政府予算案の詳細によりますと、一般会計総額114兆3,812億円中、歳出の中で注目すべき地方交付税交付金の割合は14.3%、繰越金の加算により自治体配分額は18兆3,611億円となり、ここ数年来の右肩上がりの状況でございます。ただし、この地方交付税の増額分はDXの推進に起因したものが主であり、昨今における地方の財政需要に対して補完されているものとは言い難いというのが私の私見であります。

そして、臨時財政対策債の発行額は圧縮傾向であるものの、残高は依然として巨額です。この積み残しは、制度上、地方に負荷されるものではございませんけれども、運営上、違和感でしかありません。そのような意味からすれば、実務的な業務負担が増す地方にとって、国の支援の在り方並びに税制は、形骸化して実情に応じていないというのは明らかです。

国も認めているとおり、地方の役割は極めて重要度が増しております。とりわけ地

方の牽引役となる指定都市にあっては、経済の活性化とともに、地方の財政基盤強化を念頭に置いて、まずは、国に対し、地方交付税の原資の改革を含め、算定基準の大幅な見直し等を促し、地方への積極財政出動を求めることは、現実に沿った道であると考えます。この点について、市長の御所見をいただきたいと思います。

2点目は、地方自治体が保持する基金について。昨年11月の第14回経済財政諮問会議の中で、厳しい精査論が提示されております。経済界を代表する民間議員が、政府のプライマリーバランスの偏在を下に、地方で積増しが行われる基金に対し問題視されているようです。

熊本地震やコロナ禍という緊急事態を重ねて経験してきた本市としては、円滑な財政運営上、基金の保持や一時的な予算流用は容認されるべきものであり、地方財政運営上の大切なすべであると言えます。その意味から、指定都市市長会等を通じ、地方自治体保有の基金の在り方について、その存在意義を強く訴える必要があるのではないのでしょうか。この点についても、市長の御所見をいただきたいと思います。

3点目は、今後、財政負担の増加が見込まれる公共施設等総合管理計画に関わる件です。総務省は、令和4年度の地方財政計画において大規模な地域デジタル社会推進経費を計上し、デジタル田園都市国家構想の実現化を目指してこられました。それとともに、グリーン化の推進について、地方自治体が脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう、公共施設等適正管理推事業費を交付対象とするとの方針が出ております。

そこで、国のグリーン化推進事業の方針と、本市の公共施設等総合管理計画との整合を図ることは、中長期的展望に立った場合、現実的に優位性は高いのではないのでしょうか。補助金の活用を視野に入れ、対象となり得る本市施設のブラッシュアップを行うことは有益と思いますが、財政局長の御所見をいただきたいと思います。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 地方自治体が、地域の実情に応じた様々な重要課題に対応し、安定的に行政サービスを提供していくためには、地方自治体が自由に使える財源であります一般財源総額が適切に確保されることが重要です。

この点、令和5年度地方財政計画では、一般財源総額について、前年度を約2,000億円上回る62兆2,000億円が確保されており、その上で、地方交付税が3,000億円増、臨時財政対策債が8,000億円減となるなど、その質の改善も図られているものと評価をしております。

一方で、議員御指摘のとおり、指定都市が人口の集中、産業集積等に伴う都市的課題に的確に対応し、今後とも、その役割を果たしていくためには、地方交付税の法定率の引き上げを含めたさらなる地方財政の基盤強化が必要と考えております。

そこで、指定都市市長会を通じ、地方交付税の必要額の確保や、大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化等を国に対して要望しているところであり、今後とも、様々な機会を捉え、大都市の実態に即応した税財政制度が確立されるよう提案をしてみたいと考えております。

次に、議員御指摘のとおり、経済財政諮問会議等において、地方自治体の基金が積み増しされることを問題視する意見があることは承知をしております。しかしながら、地方自治体の財政運営においては、国と異なり、例外的に認められた範囲内では、いわゆる赤字地方債を発行することができず、各年度の歳入・歳出の変動は基金により対応することが制度上の前提となっております。

また、災害をはじめとした突発的な財政需要や公共施設の長寿命化など、将来の歳出増加等への備えとして、一定水準の基金を保有することは地方自治体における安定的な財政運営に欠かせないものと考えております。

以上のことから、地方自治体の基金残高が増加していることのみをもって地方財源を削減し得るかのような評価を行うことは不相当と考えており、地方自治体の財政運営における基金の役割や重要性などについては、今後も必要に応じて国等に対して訴えてまいりたいと考えております。

〔三島健一財政局長 登壇〕

○三島健一財政局長 国においてグリーン化の取組が進められている中、地方自治体の率先的な取組を支援するため、令和4年度から新たな地方財政措置が講じられたところでございます。

本市の公共施設等総合管理計画におきましても、照明のLED化や建築物におけるZEBの導入など、エネルギー利用を効率化し、脱炭素化に資する取組を推進することを掲げております。

今後、計画に基づき具体的な施設の改修等を行うこととなりますが、その際には、議員御案内の新たな財源について積極的な活用を図ってまいりたいと考えております。

〔31番 小佐井賀瑞宜議員 登壇〕

○小佐井賀瑞宜議員 交付税については、例年の要望が実りつつあることに期待を寄せたいと思います。加えて申せば、交付金の総額は、地方交付税法第6条に基づく税源ではありますが、そもそも目的化された税制とは言い難いので、個々の法定比率に応じることなく配分されるのが望ましいというふうに考えます。その意味で、地方財政審議会に対し、地方交付税法の改正を視野に入れた議論など、抜本的見直しを強く推進できるよう提言いただきたいと思いますという次第です。

また、基金については、経済財政諮問会議の議事録を拝見する限りでは、地方の所持する基金の有効性を含め、地方の実情をかんがみ各論的な議論を確認することはできませんでした。それどころか、経済と財政の相関関係や国家財政と地方財政の質の違いを理解されていらっしゃるのかというような疑問を感じざるを得ないような一部の民間議員の発言には不安が募りました。経済財政諮問会議は骨太方針のフレームづくりには寄与する重要な会議であります。だからこそ、国民の信頼も得ていない民間議員が、安易に地方財政の運営や基金について疑義を投げられることに対し、決して容認はしないという態度を示すべきと感じた次第であります。

また、今後のインフラや各施設の整備や管理に当たっては、国家や地方の経済基盤

となり得る有益性を含んでいる観点から、グリーン化事業に絡めた制度の活用によって、本市の財政の賦課軽減を促し、計画的、積極的な取組が進みますよう願っております。

地方財政は、歳入において一定の制約がございますが、政府の財政は、基本的に質や役割に違いがございます。商品貨幣と信用貨幣が両立している現世において、政府財政は税収あつての予算ではなく、予算を投じて税収を生み出す構造です。だからこそ、年度当初の政府短期債権の発行も認められております。そして、政策の出発点は、市場の生産性の状態を見極め、景気動向に準じる税制を基本とした財政政策と金融政策が基本となります。また、このことは、既にこの数年来、国会の中でも議論が活発化しておりますので、本日は、多くの皆様と国の対処方針について一緒に考えたいと思った次第であります。

さて、次に移ります。

先般、熊本県内の自治体において、行政の情報公開請求に関する件数が開示されました。そして、行政文書の不存在数の多さが問題視されていましたが、熊本県や熊本市については、数値的規模が際立つ分、気がかりであります。

具体的数値の内容として、昨年度の情報公開請求の現状は、熊本県が公開請求に至った559件に対し、全部開示295件、部分開示174件、全部不開示18件、そして、文書の不存在が93件でした。そして、熊本市においては、公開請求1,708件に対し、全部開示が1,007件、部分開示が754件、全部不開示が14件、そして、文書の不存在が61件でした。開示、不開示の判断も極めて重要ですが、それと同様に課題視されるのは、文書そのものの不存在です。この数値については、熊本県においては全体の17%、本市においては3%です。本市の状況とすれば、件数が際立ってはいるものの、数値的考察からは誠実な対応は予測されます。ただ、熊本県は論外です。再審査請求や住民訴訟が生じてもおかしくないのではと疑問が生じます。

そもそも、県や市が保持すべき文書は、県民・市民の共有すべき財産や資源と位置づけ、自治体の規範意識を高めながら適切な管理運営が実施されているはずです。行政の事業の執行上、その根拠を示すことは至極当然のことです。それでもあえて、情報公開条例の趣旨から逸脱するにはそれ相当の理由も存在するとは思いますが。しかしながら、現況の数値を考察する限りでは、市民と行政との意識が乖離しているように感じます。そして、それは市民の行政に対する信頼度が揺らぐ問題です。

このような状況から、本市の管理運営の状況について、以下の4点をお尋ねいたします。

1点目に、ここ数年来の本市の情報公開請求の件数の推移、請求結果の状況について説明を求めます。

2点目に、情報公開請求で文書が存在しない主な理由を御提示ください。

3点目に、文書が存在しないことで課題は残らなかったのでしょうか。再審査請求や上訴された件は存在していないのでしょうか。

4点目に、本件を通じ、今後の留意点について、そして取り組む姿勢について、総務局長に簡潔に見解をいただきたいと存じます。

〔宮崎裕章総務局長 登壇〕

○宮崎裕章総務局長 情報公開に関して、順次お答え申し上げます。

まず、文書開示請求の件数は、平成29年度から令和3年度までの5年間の平均で約1,450件となっており、令和3年度は1,708件でありました。

また、開示請求に対して文書不存在を理由に不開示と決定とした割合は、平成29年には約8.2%でありましたが、令和3年度は約3.6%となっており、ここ5年間は毎年減少傾向でございます。

次に、文書不存在により不開示とした主な理由は、国・県などの事業を本市の管轄と誤認されたものや、中止・延期した事業を実施したと誤認されたもの、さらには、文書を保存期間の満了により廃棄していたものなどがあり、この文書不存在に対しては、5年間で9件の審査請求があったところです。

このような公文書は、後世に行政の政策形成過程等を継承するための市民共有の知的資源であり、適切に作成、管理し開示することは、本市の諸活動を市民の皆様に説明する責任を果たす上でも大変重要なことであると考えております。

今後も引き続き、文書の作成、整理、保存等の研修により、職員のスキルアップを図りながら、適切な文書管理や情報公開に取り組んでまいります。

〔31番 小佐井賀瑞宜議員 登壇〕

○小佐井賀瑞宜議員 この5年間で9件の審査請求があったことは気がかりですが、この趣旨内容については、どこまで立ち入れるのかという問題もあるというふうに推察いたしておりますので、一概に課題視することもできないとは感じております。ただ、このような件については、私も、昨年2月に熊本県に対し情報公開請求を行った経緯がございますので、自らの経験上、大きな懸念を抱いておりました。また、その際の熊本県の対応は著しく不適切でありましたので、県知事宛てに抗議文を提出したことは、さきの本会議質問でも提示させていただいたとおりでございます。そのような意味で、あえて本市の状況を確認させていただいたところです。

そして、この3年来のコロナ禍においては、医科学的な知見の論拠を求めて行政文書の開示請求は全国的に行われていたことは特徴的な動きといえます。結果は、文書の不存在で締めくくられた例を幾度も確認いたしました。これは、重要な感染症対策でさえも、国も自治体も最高位の医科学研究によるエビデンスが国民と共有できていないという何よりのあかしであります。だからこそ、感染症対策における飲食店の時短要請の問題について、司法判断は行政に背を向けました。また、マスク着用に関わる有効性に関する科学的知見は、この3年間を経て、やっと今年になって発表されておりますが、相変わらずリスクに関する医科学的知見は無視されたままです。情報開示の在り方としては公平さを欠いている点で極めて不適切といえます。

そもそも情報は、国民・市民の共有すべき財産です。だからこそ違和感を抱かざる

を得ないような結果に至れば、行政体の信頼は揺らぐのは当たり前のことです。この点は今後も特段に留意されて業務に傾注いただきたく存じます。

さて、次は地域医療の在り方について、大きく2つのことを問いかけたいと思います。

まずは、2つの市民病院の今後の展望についてです。

私は、平成18年頃から、地域医療の在り方を考察するため全国自治体病院協議会主催の地域医療フォーラムに参加し、その時折の状況と知見を重ねてまいりました。

ただ、その発端は、変革期にさらされる植木病院の展望が気がかりであったことから、地域の中核病院の役割を高め、1人でも多くの地域住民の生命を救済したいという願いからでした。それゆえ、民間病院とは明らかに違う役割を持つ自治体病院としての本分を主眼に置いて、その在り方を論じてまいりました。

しかし、マクロ的視点で振り返れば、民間の中核的役割を担う医療施設等を含めた地域医療の在り方については、国、あるいは都道府県単位において調整が図られる過程で、多くの課題を含んでいたと推察いたします。やはり、医療制度改革など、この20年間の変革期の中では、想定以上の多くの難題が噴出したしました。そして、3年前に発生したコロナ禍において、医療支援と施設経営の難しさが顕著に表面化しました。

そこで、コロナ禍以前から常に問題視されてきた医療圏と病床数に絞って、政府の医療計画等に関する検討会資料を基に、改めて冷静に分析をさせていただきました。その結果、全国的な病床利用率の推移には時代的背景がよく反映されていることが理解できました。特徴としては、国の研修医制度の緩和をはじめ、医療制度の大胆な改革が始まった頃から、一般病棟、療養病棟ともに下降し始め、政策の効果は見え始めていたと推察いたします。ただし、医療界にとっては苦渋の5年間であったように感じます。その後は、政策の変更によって、一般病棟は僅かながら上昇傾向でしたが、療養病棟は変わらず低下傾向であったことが見受けられます。そして、令和元年から令和2年にかけて、いずれも大幅に低下しています。やはり、コロナの影響が顕著に表れています。

このような背景から、保健医療計画における医療圏や基準病床数の検証と適正化が急務になっているものと考えます。そのような中で、昨年12月、地域の中核病院に病床確保を義務づける改正感染症法が成立いたしました。その意味では、コロナ禍において感染症対策を柱に地域医療を死守してきた熊本市民病院の役割は大きく、今後は極めて重要な意味を持つと考える次第です。

他方では、同じように感染症対策の一助を担ってきた植木病院も評価すべきところではありますが、過去の財務状況と病床数を含めた医療圏全体像から見れば、今後の役割については大きな変革を強いられるのではないかとの考えもよぎります。そこでまずは、このような社会全体像を踏まえたところで、熊本市民病院並びに植木病院の今後の展望と課題について、病院事業管理者の御所見をお聞かせください。

〔水田博志病院事業管理者 登壇〕

○水田博志病院事業管理者 医療機関が今後地域で担うべき役割については、診療実績と医療圏の医療需要を踏まえて、地域医療構想調整会議で協議が行われ、熊本市民病院は、小児・周産期医療、救急医療、急性期医療、感染症医療の役割を担い、一方植木病院は、循環器系を中心とした急性期医療、救急医療、感染症医療、そして回復期・慢性期医療の役割を担うこととなっています。

今後は、それぞれに課せられた役割において、地域の皆様に安全で質の高い医療を提供するために病院機能の向上に努めるとともに、公立病院に強く求められている自立した経営に向けての経営の改善に取り組んでまいります。

〔31番 小佐井賀瑞宜議員 登壇〕

○小佐井賀瑞宜議員 今後の方針については理解いたしました。それぞれの施設の役割について若干の違いがある中で、やはり、見極めの基本は診療実績と医療需要がポイントであるようでございます。それぞれが足腰の強い経営基盤の確立に向けて歩んでほしいと願っております。

国民救済の医療の歴史は、これまでの半世紀で世界に類を見ない国民皆保険制度が確立し、医療ニーズが高まりました。しかし、それに伴い民間病院の急増で過当競争が生まれ、医療法によって適正な病床数の規制が始まりました。その後は御承知のとおり、政府の緊縮財政の圧力が強まる中で、医療費の抑制論が先行した30年を経てきました。ところが、近年、これまでの政府指針を揺るがすようなコロナ禍という有事の教訓も得たところです。結果として、医療制度崩壊に至るような不安にさらされたことを決して忘れてはならないと考えます。

経済財政諮問会議のプライマリーバランスの堅持は、現況では可能性が皆無な国家財政破綻論を楯に政府の緊縮財政を後押しし、国の基軸問題の1つである医療の安全保障まで脅かす結果を招いています。

3年前に医療崩壊を予期させるほどの有事を経て、今後の地域医療構想や自治体病院経営の方向性は大きな岐路に立たされていると感じます。最終的な結論を導くのは国と都道府県でありましようが、願わくば、地域住民の命と健康の重さを軸に置いて、自治体病院の使命を踏まえた議論につながるよう、関係各位には見守っていただきたいと考える次第であります。

続けて、コロナ病床確保と病床使用率の件についてお尋ねをさせていただきます。

この問題は、それぞれに質の違う問題でございますが、交付金の制度と趣旨において密接な関係性を有するばかりでなく、医療政策や感染症対策に通じるデータ分析に関する極めて重要な問題というふうに感じましたので、改めて課題を提起させていただいた次第です。

まず1点目に、昨年末12月19日時点での熊本市域内のコロナ専用病床数は469床、うち使用病床数327床、実質的な病床使用率は69.7%、しかし、実態はそれとは別に、一般病棟に入院中のコロナ感染者が164名在籍していたようでございます。つまり、

コロナ感染者のために準備または使用しなければならない病床は、使用率としては100%を超過し、この時点でコロナ専用病床は完全に不足していたこととなります。このことは、実務的感染症対策を軽視している可能性は否めず、感染症法の意義が揺らぐ問題です。

また、政府の緩和措置や緊急的な措置との認識であれば、地域医療政策として、病床確保に関する計画性や安全性が問題視されるはずですが、この時点で、医療政策は、法令や制度、そして現実性との整合が図られていない由々しき事態と考えます。

また、医療施設としては、コロナ患者に対し一般病棟を使用しているわけですから、正確な状況の基礎データの作成について信頼性を損なうのはもちろんのこと、ひいては、縣市合同専門家会議から示される感染症対策についての影響も懸念されます。この現状に関する背景や要因を含め見解を求めたいと思います。

2点目に、コロナ患者を受け入れるために病床が確保される場合には、使用の有無に応じて国から1つの病床当たり1日1万6,000円から43万6,000円が支給されることになってはいたはずですが、国からの支援を受けながらも、使用すべき病床を空き病床にして一般病床を使用していることで、交付金の取扱いに課題が残るはずですが、この件は医療施設の運営状況に応じた国の支援策の適正さが問われる問題です。

また、指定感染症第2類である以上、患者の個人負担は発生しませんが、医療施設において診療報酬の算定上、何らかの齟齬が発生するのではないのでしょうか。この点は、会計検査院から問題を指摘されても致し方なしと考えますが、この件について、本市内で国から問題視され何らかの指摘を受けるなどの事例は発生していないのでしょうか。また、指導例があったのであれば、その内容を開示ください。

3点目に、熊本市民病院と植木病院では上記に掲げた2点のような不可解な事案は発生していなかったのでしょうか。もし事例があれば、詳細な説明を求めます。

以上、1、2点目を健康福祉局長、3点目を病院事業管理者にお尋ねします。

〔津田善幸健康福祉局長 登壇〕

○津田善幸健康福祉局長 私からは、新型コロナウイルス感染症対策にかかる病床確保に関し、2点のお尋ねにお答えいたします。

まず、感染患者の一般病床での対応でございますが、オミクロン株の特性等を踏まえて、クラスターが発生した医療機関等が入院受入れ医療機関でない場合であっても、引き続き当該医療機関において治療を続けられる体制を構築するよう国から方針が示されております。

医療政策を含め、保健所を所管する担当部局といたしましては、入院の原因となった疾患における当該医療機関での治療継続の観点をはじめ、入院受入れ医療機関の病床確保や医療現場の負担軽減等を図るための対応であると認識しており、引き続き県と連携しながら、本市の保健・医療提供体制の整備並びに確保病床の適切な運用に努めてまいります。

次に、病床確保料に係る会計検査院指摘の本市事例でございますが、先般の厚生労

働省による実態調査の実施方針を受け、現在、県において、本市を含む県内全ての入院受入れ医療機関に対する調査を行っておられます。今後の動向の注視と情報の共有を図ってまいります。

〔水田博志病院事業管理者 登壇〕

○水田博志病院事業管理者 熊本市市民病院と植木病院での実情についてのお尋ねでございますが、御指摘のような事案は、熊本市市民病院と植木病院では発生しておりません。

〔31番 小佐井賀瑞宜議員 登壇〕

○小佐井賀瑞宜議員 今回示された数値の背景は、一般病棟でのクラスター発生時の現場状況に応じた措置で、医療継続と負担軽減が優先されることによる国の指針に沿った対応であるということをございましたので、事情はおおむね理解いたしました。

そして、本市の市民病院で懸念される事案が発生していなかったことに、まずは安堵感を抱きました。これは、本市病院局の体制整備が適切に確保されていた証であり、高レベルセキュリティが保たれていたと考えます。ただ、他の施設での一般病棟での病床使用については、オミクロンの特性ということが前提でございましたので、やはり、当時の状況としては、感染力が強いものの、弱毒化し、死亡率、重症化率が低下していたからこそ既存の病棟で対応が可能であったというふうに推察する次第であります。

なお、病床確保料については、いまだ違和感も残りますが、この件は現在調査中ということでございますので、しばらく静観したいと思っております。ただ、この件は、前例として懸念されることが昨年末に大きく報じられておりました。特に際立った事例としては、大阪府内の99か所の病院が過大受給を指摘され、返還請求に及んだ額は23億4,000万円にも上るとのことでございます。ここまで来ると、国の医療支援を楯に取ったモラルハザードです。

しかし、コロナ禍にあっては、危機的状況に追い込まれながらも地域医療の崩壊を防ぎながら懸命に稼働していた病院施設を一概に責めてよいものかとの複雑な心境にも至ります。ただし、筋道論から言えば、政策的には違和感が残ります。ゆえに、医療政策を支える市としても、有事における医療体制の在り方とか政府の財政支援、そして最終的な医療政策の決断など、複雑な案件が絡む問題ではございますけれども、この積然としない部分を単にスルーすることなく、1つの大きな教訓として見つめていただきたいと願っております。

次に、コロナ禍における市民救済策に関わる市の対応についてお尋ねをいたします。

先般の本会議質問で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について掲げました。そして、その用途は幅広く対応可能であることから、経済復興の観点を中心軸に置いて、地域経済を支える団体との意向を把握し、切れ目ない支援を展開していただきたい旨、申し述べたところでございました。

その折の政策局長答弁では、関係する経済団体や事業者のニーズを踏まえ、本市の実情に応じた効果的な施策を講じたいとの見解をいただいております。その後、農業

分野を代表し、JAからも、燃料をはじめとするコスト高騰により、経営支援の要望が直接農水局のほうにも寄せられたことを確認いたしております。

農業の現状は厳しさが増し、昨年12月に東京商工リサーチが報じた昨年1月から11月までの倒産動向はこの20年間で最多数に達し、前年同月比でも190%を上回る状況であるとの発表がなされております。そして、近い将来、全国の農業経営の状況は危機的状況に陥る可能性が大きいとの大変不安視されるデータも確認いたしております。このままでは、食料紛争の発生さえ懸念されます。

このように、生産から流通、販売、消費にかかるサプライチェーン、いわゆる経済の流動性を損なう事態が予見される場合には、国の基軸となる食糧安全保障の観点から、まずは、第一次産業の供給能力の毀損は防ぐべきです。ましてや、コストプッシュインフレが進行する中においては、食糧需給バランスは大きく崩壊する恐れさえ否めません。生産力の現状としては、先ほど、津田議員からも御指摘があったように、本市は全国の基礎自治体の中でも有数の農産地であり、販売農家数12位、就業人口6位、産出額は500億規模にも及ぶ国家を支える基幹産業を所持する自治体であります。それゆえ、まずは交付金の活用を行い、農業従事者のモチベーション維持を図るとともに、大胆な支援策を国や県と進んで協議すべきと考えます。

なお、山鹿・合志等の周辺自治体も、農業者に対し、いち早く支援金等の対策を講じてこられたことを確認済みです。提案しておりました交付金の性格上、本市こそ、いち早く、早々に予算化し臨時的救済策を講じるべきと感じる次第です。

昨年6月の本会議以降、農水局は、農業支援を視野に入れた交付金の使途について、政策局と連携し財政局と協議を進めてこられたと思います。これまでの経過並びに今後の取組について、農水局長に説明を求めたいと思います。

〔大塚裕一農水局長 登壇〕

○大塚裕一農水局長 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用を含めた農業分野への支援については、関係各局や各団体との意見交換や協議を重ねた上で実施しております。

具体的には、昨年6月に、コロナ禍や燃油、資材価格の高騰等の影響を受けている農漁業者を支援するために、生産者自らが販売価格を設定し、収益向上を図る事業として通信販売事業の予算を措置し、広く参加者を募ったところです。

また、8月に開催した「市長とドンドン語ろう！」（畜産編）では、飼料費の高騰が深刻であるとの声が寄せられたところであり、経営コストの3割から6割を占める飼料費の高騰が大きく影響している畜産を支援する、畜産経営継続緊急支援事業を11月補正で措置しました。

このほかにも、農漁業者を広く支援する対策として、県や金融機関と連携して行う利子補給等の事業や、国や県の支援制度を活用した燃油・肥料・資材コストの低減につながる資機材の導入、農業用水利施設等の電気料金の一部支援など様々な取組を実施しているところです。

なお、本定例会においても、昨年6月と同様の通信販売事業に係る補正予算を上程させていただきました。これは、事業の執行上、前回は支援が行き届かなかった、春先に旬を迎えるスイカやメロンなどの生産者にも支援の幅を広げていくため、早期の着手を可能とするための措置です。

さらに、令和5年度には、道の駅「すいかの里植木」の屋根を増築して売場面積を拡大し、農業者の販売収益向上を図るほか、本市独自の事業である「夢と活力ある農業推進事業」で、農業者の低コスト化、省力化の取組を推し進めるなど、農業者の収益確保と経営の安定化に資する支援に努めてまいります。

今後も、引き続き国や県の支援策を分析しながら、関係団体の意見や生産者の声に耳を傾け、農漁業者の経営継続に必要な支援を検討してまいります。

〔31番 小佐井賀瑞宜議員 登壇〕

○小佐井賀瑞宜議員 多彩なメニューで、市独自策について対策を講じてこられたことは評価をしたいと思います。ただし、全ての農家に対し行政が必ず寄り添って支援を行っていくという姿勢をいち早く打ち出し、事業継続の断念に至らないよう留意する必要があります。そのためには、まずは農業従事者のモチベーション維持を図ることが重要です。計画性や企画も重要ですが、まずは、一時的にも交付金支給などの対応を求めたいと感じた次第であります。県内でも一大産地の出身地である私としても今後も引き続き注視してまいりますので、農水局におかれましては切れ目のない対応をお願いしたいと存じます。

次に、マスクの使用についての件です。

前々回の本会議質問において、マスクの使用に関する医科学的知見を基にリスクについて御紹介いたしました。この件は、ベネフィットのみが先行しリスクが開示されないという誠に不可解な現象の中で、公平公正な知見が広がりにくいことに警鐘を鳴らす意味で、あえて専門的な知見を提示させていただいたところでございました。

まさに、情報災害によって生じる人権問題や健康被害からの救済を目的にした課題提起でもあります。そして、正しい情報が広がりにくいことを想定し、当時の段階において、マスク着用で弊害を被る方々の救済策として、「マスクの着用ができないカード」等の普及もお願いしたところでございました。

なお、その折、当時の健康福祉局長から、他の自治体同様、いち早く運用を開始しているの、周知に努めていきたいとの大変好意的な回答をいただいたところです。

ところが、既に1年以上経過してもなお、その積極的運用はなされていないようです。私のもとへ、マスクの着用に関する相談は、この1年間、後を絶つ気配もなければ、カード着用の存在さえ御存じない方ばかりです。

そこで、4点お尋ねいたします。

1点目に、マスクの着用に関しては、リスクとベネフィットが存在することは周知の事実です。しかし、リスクについてはタブー視している感が否めません。何ゆえ公平公正な情報提供に至らないのか理解できません。この件に関する情報提供の在り方

について見解を求めます。

2点目に、「マスクの着用ができないカード」等、具体的救済策が存在するにも関わらず進展しないことは問題です。マスクの着用によって、健康上、リスクの発症度が高い方々に対する救済策について見解を求めます。

以上2点は、健康福祉局長にお尋ねします。

3点目に、これまでの相談は、学校内、保育園、幼稚園内における相談が多く、健康上マスクの着用ができないにも関わらず、マスクを着用しなければ、いじめや差別の対象となり、学校生活が円滑に進まないとの声が保護者から寄せられてきました。学校内で児童・生徒の指導に関する権限は学校長にあるとも伺いましたが、学校によっては指導に差異が生じているとの現状も耳にいたしております。これは、追随すれば、学校長と教育委員会の連携不足が指摘される典型的なケースです。一昨年の本会議での答弁で、教育長は、学校内でも正しい知見の下に啓発を促すとの見解を示されていましたが、学校内では何ゆえ正しい知見が広がらないのでしょうか。その理由と今後の対応について、教育長に見解を求めます。

4点目に、マスクの着用に関する指針については、リスクもベネフィットも含め、正確な情報を市長御自身が責任を持って積極的に発せられることが一番効果的であると思いますが、市長はいかがお考えでしょうか。御所見をいただければ幸いに存じます。

〔津田善幸健康福祉局長 登壇〕

○津田善幸健康福祉局長 私からは、マスクの使用について、情報提供の在り方など2点のお尋ねにお答えいたします。

まず、情報提供の在り方でございますが、現在、基本的な感染対策として、屋内等でのマスク着用をお願いするとともに、健康上の理由等によりマスクを着用することができない方への御理解について、市ホームページやSNSを通じて呼びかけを行っております。

マスクにつきましては、場面に応じ正しく着用することで感染防止対策として効果がある一方、発達障がいのある方が不安からパニックを起こしてしまうことや、呼吸器疾患を患っている方が呼吸苦となること、また、皮膚に疾患がある方の症状を悪化させてしまうことなどのリスクもあり、有効性ととも、注意すべき点についても理解を深めていくことが必要であると考えております。

今後は、マスクの着用が個人の判断に委ねられますことから、個人の主体的な選択を尊重し、本人の意に反してマスクの着脱を強いることがないよう、マスク着用の効果や健康面への影響など、正確な情報を積極的に発信し、社会全体の理解が深まるよう啓発に力を入れてまいります。

次に、様々な理由によりマスクの着用が困難であることを周囲へお知らせする意思表示カードにつきましても、市ホームページ等で啓発を行っているところでございますが、御指摘を踏まえ、より理解が深まるように、熊本市オリジナルの意思表示カー

ドの作成や、市の窓口での配布などについて検討してまいります。

〔遠藤洋路教育長 登壇〕

○遠藤洋路教育長 マスクの着用を含め、市立学校における新型コロナウイルス感染症対策は文部科学省の衛生管理マニュアルに基づいておりますが、同マニュアルの最新版は昨年4月1日時点のものであり、最新の情報に基づくものとは言い難いと認識しております。

一方で、文部科学省は、本年4月1日から、学校教育活動の実施に当たりマスクの着用を求めないことを基本とするという方針を示しており、衛生管理マニュアルについても、その方針に沿うよう見直されるものと考えております。

このように、現在は過渡期であるため、保護者や児童・生徒、教職員の間にも様々な認識の相違があり、学校長としても対応に苦慮する状況にあることは事実であります。マスク着用について様々な考え方があからこそ、自らと異なる立場の人を差別したり、いじめの対象とすることは決してあってはならないことです。人権教育の観点からも引き続き周知を徹底してまいります。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 マスク着用の考え方を見直しに伴いまして、今後は感染状況や場面に応じて市民の皆様への御判断が必要となりますが、一方で、先ほど担当局長が答弁いたしましたとおり、健康上の理由など様々な理由によりマスクを着用することが困難な方への配慮も必要なことから、マスクに関する社会全体の理解が深まることが重要と認識しております。

マスク着用の目的ですが、感染から御自身を守るためや、相手への配慮など、個人によって異なりますため、お互いの立場を十分理解し尊重し合うことが大切であると考えておまして、私からも、機会を捉え市民の皆様に対して情報発信に努めてまいりたいと考えております。

〔31番 小佐井賀瑞宜議員 登壇〕

○小佐井賀瑞宜議員 情報災害の渦中で、それぞれに見解をいただきましたが、何よりも、市長の言動によって改善傾向に向かうことを期待したいと思います。しかし、今後、この問題が再燃しないよう、今一度、厳しい指摘を申し上げますが、昨年10月31日に開催された新興感染症対策寄附講座セミナーで、医療従事者によるマスクの着用に関する講義を拝聴いたしました。その中で、マスクに関する有効性については丁寧な説明が行われているものの、病的発症のリスクについてはほとんど発信されていませんでした。これは公平公正な情報発信とは言い難く、専門家であれ、研究不足の一言に尽きます。正しい知見をタイムリーに確保する力を損なっています。そして、この事業への予算化の意義を問題視されます。重ねて申し上げますが、マスクの過剰な使用によって苦しむ市民が存在するのは紛れもない事実であります。それでもなお、その被害発生を予見しながら、問題をタブー視するような機運に流されているのであれば、被害が発生した場合には間違いなく行政の業務怠慢を指摘されます。なぜなら、

行政は危険回避行動を促す義務があるからです。このことは、ぜひ重く受け止めてください。

今後は、国の指針によると緩和措置の推進が図られる予定ではございますが、長引く生活習慣でマスク依存症となり、マスクを外すことができない子供たちの生育状況が懸念されます。そして、季節が変わり、気候の上昇に伴いリスクは倍加することは間違いありません。熱中症発症や呼吸器系疾患と免疫力低下、脳の発達への影響、コミュニケーションへの弊害など、一過性のものではない重大な被害を及ぼす可能性は大です。また、マスクの着用を継続して希望する子供たちへの逆差別の発生も懸念されます。このような問題を真摯に受け止め、公平公正な医科学的知見の下、正しい情報提供に努めていただきますようお願いしております。

今回から、この議場でも、議長の御提言によってマスクの着用に関する指針が見直され、発言者はノーマスク発言の緩和措置に至りました。議会が率先して先駆的な取組に至ったことに敬意と感謝を申し上げます。ありがとうございました。

続いて、コロナ禍で問題視されている最大の課題として、日本国民の超過死亡数の件と情報リテラシーの件が挙げられます。特に、日本国民の超過死亡数については、新型コロナウイルス感染症が問題視され始めて、その1年後の2021年の春頃から顕著に表面化し始めました。そして、死亡数増加につながる諸説としては、代表的な論調が5点ほど際立っています。その1つは、新型コロナウイルス感染症による直接死、2つ目に、行動自粛による医療機関へのアクセス不足、3つ目に、急激な生活習慣の変化による持病の悪化、4つ目に、経済的困窮者の進展による自殺、そして、5つ目に、度重なるワクチン接種による自己免疫疾患など、このように多数挙げられております。

現在では専門医による医科学的検証も進み、その主たる要因について、データの開示や論文も発出されているようです。御承知のとおり、人口減少の加速化は今後の国家と地域の活力を損なう問題です。今後の経済、防衛、食料、資源、医療に通じる国家の礎たる安全保障の観点で極めて重要な案件です。それゆえ、今世紀最大の危機的テーマとして、政府と連動し自治体も緻密な研究を重ねておく必要は高いと考える次第です。

また、情報リテラシーを高める重要性については、この数年来の本会議や先般の委員会でも幾度も提言してまいりました。なぜなら、コロナ禍における情報リテラシーの低下が差別や人権侵害を生み出し、余分な分断化を創り出し、コミュニティの崩壊を招いているからです。市政繁栄や推進上の大きな障壁となることは言うまでもありません。そのような状況を踏まえると、昨年6月の本会議質問で、落水議員から、情報リテラシーとグローバリゼーションの報道からの自治体の情報収集分析専門官養成について御提案も行われておりましたが、私も大いに賛同するところです。ただし、時間的に専門セクションの設置を含め、構想を形づけるまでのプロセスは容易でないことも想定できます、それゆえ、現時点ではこのような重要課題の研究に取り組む受

け皿が必要ではないでしょうか。

その意味で、本市のシンクタンクの活用の幅を広げ、これらの課題の検証を重ねることも一案と考えます。国家や地域の最大の課題となり得る超過死亡数増加や人口減少社会に対する研究並びに情報リテラシーの確立の研究、そして、本市のシンクタンクを活用した、その研究の進め方について、市長はいかがお考えでしょうか。御所見をいただければ幸いに存じます。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 本市の含めた全国的な人口減少・少子高齢化の進展は、コロナ禍以降、より深刻化してきており、経済規模の縮小、地域コミュニティの衰退といった市民生活への様々な影響に対し、強い危機感を抱いております。

そのような中、刻々と変化する状況を的確に捉え、多様化する市民ニーズに対応していくためには、幅広くデータを集約し、詳細な分析を行い、施策を立案していくことが重要であると考えております。そのため、議員お尋ねの都市政策研究所においても、人口の現状や少子化の要因分析などの研究を行い、その成果を人口ビジョンや少子化対策に活用しているところです。

加えて、新年度から、より効果的な施策の立案や評価を行いますため、分野を横断した幅広いデータの収集と詳細な分析を重点的に行う部署として新たにデータ戦略課を設置することといたしました。今後、中長期のまちづくりの視点も踏まえ、本市のシンクタンクである都市政策研究所において、これまで蓄積してきた専門的な知見を活用し、データ戦略課をはじめ関係部局と一体となって政策立案につながる研究に取り組んでまいります。

〔31番 小佐井賀瑞宜議員 登壇〕

○小佐井賀瑞宜議員 御答弁を伺い、問題意識を持って対応されるというふうに感じました。組織の設置も予定されておりますので、何とぞ、第一次資料と客観的データに基づく確かなエビデンスに御留意いただきたいと思っております。そして、議会とも十分に情報を共有し、情報リテラシーの確立に心血を注いでいただきたいと思う次第であります。そのためにも、それぞれが、誰かを頼るのではなく、可能な限り御自身の目と耳と鼻で社会機運を感じ取る努力を積み上げていただきたいと願っております。

今、世界はワールドエコノミックフォーラム、通称ダボス会議やビルダーバーグ会議を経て大きな転換期を迎えています。まさに、サイレントイノベーションが進行し、優性思想による全体主義によって効率的な社会構造の構築に向かっております。ここで、このことの是非を論じることはいたしませんけれども、古来、我々日本民族が培った和を尊ぶ精神を侵害するような機運に大きな懸念を抱かざるを得ません。それゆえ、表立った情報に振り回されることなく、100年単位で繰り返される歴史の真実を探求し、目の前に存在する違和感を決してタブー視しないという強い決意を維持していきたいと私自身が願っております。

それでは、本日の降壇に際し、貴重な機会をいただき、お付き合いをいただきまし

た多くの皆様方に感謝の意を表しながら、これにて私の質問を終結したいと存じます。御清聴いただき誠にありがとうございました。（拍手）

○原亨議長 この際、議事の都合により休憩いたします。

午後2時に再開いたします。

午後 0時05分 休憩

午後 2時00分 再開

○原亨議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○原亨議長 一般質問を続行いたします。

福永洋一議員の発言を許します。福永洋一議員。

〔22番 福永洋一議員 登壇 拍手〕

○福永洋一議員 こんにちは。今回で議員12年目、14回目の質問に立ちます、市民連合の福永洋一です。

今回の質問は4点、3点目のみ、局長の答弁で、1、2、4は市長に答弁を願うものです。今回の質問は、これまでに質問してきた内容ですけれども、質問以降の市としての取組などを確認しながら、視点や切り口を変えての質問をしたいと思っています。前向きで真摯な答弁を望むところです。早速質問に入ります。

1点目、指定管理者制度による公共施設の運営等についてということです。4点ほどお話をさせてください。

1点目、指定管理者制度については、平成27年、2013年、10年前の12月、そして平成29年、コロナ対策に関わっての質問ということで、2015年11月、2回質問をしています。平成27年当時の質問は、市長が県議時代に質問した内容も交え、他都市と比べて指定管理者制度導入数が多いのではないかと、制度導入によって費用対効果があったのか、指定期間の更新制の導入をすべき等について、質問、要望をしてきたところです。今回は新たな視点で質問をしていきたいと思っています。

熊本市は、現在、400以上の施設が指定を受けて、多くの職員が公共サービスを担い、市民のために日々働いています。施設の現状としては、コロナ禍や物価高等の影響により、利用者の減少や施設の維持管理費の増加等により、その運営は厳しい状況にあります。今後も公共施設としての役割を果たしていくためには、より一層の市としての財政的な支援が必要と考えているところです。

特に、働く職員の賃金については、公務労働を担っているにもかかわらず市職員よりも低い水準にあります。また、施設間の格差もあります。さらには、正規の職員よりも多くの非正規の職員が働いているのが現状です。そのことにより職員のモチベーションも低下し、技術の伝承や次なる職員の確保等に支障を来しているのではないのでしょうか。現状を改善しなければ、いずれは市民へのサービス低下につながりかねな

いと思っています。市としては、現場の実態を把握し、改善に向けて取り組むべきと考えています。

今回の市長のマニフェストの中に、市の組織の項目（1）組織と事務執行体制の中の104番を紹介させてください。任期中実現としてということで、「熊本市役所の非正規職員の時給は近隣市町村に比べて低く、今後、TSMCの進出によって周辺の時給が上がれば人材確保への深刻な影響が懸念されるため、賃金改善に取り組みます」と記載されています。指定管理者制度の下で働く正規・非正規の職員の賃金改善についても、賃金の底上げ・雇用確保・市民サービスの保障のために取り組むべきものと考えているところです。

そこで、3点について市長に答弁を求めます。

1点目、コロナ対策としての財政支援について。これまでの取組と今後の対策について伺います。

2点目、光熱水費等の高騰。特に電気代やガス代等の高騰に対しての財政支援についてのこれまでの取組と今後の対策について伺います。

3点目、働く職員の賃金の実態の把握と対策についてです。格差もある中であって、まずは賃金等の実態調査が必要と考えますが、市としての取組はいかがでしょうか。

以上3点、よろしく申し上げます。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 指定管理者制度導入施設の管理運営により生じ得る各種リスクを市と指定管理者のどちらが分担するかは、協定書に定めるリスク分担により決定をされます。令和元年度から令和3年度までは、まん延防止等重点措置に係る施設の休館等がリスク分担上の不可抗力リスクに当たるとして、それによって生じた利用料金収入の減額等を対象に市が指定管理料の増額の対応を行いました。令和4年度は、施設の休館等を要する措置が取られなかったことから同様の対応は行いませんが、新型コロナウイルス感染症により生じる損害については、引き続き、リスク分担に基づき必要な対応を図ってまいります。

2点目の燃料費等の高騰への対応に関して、電気料金等の値上げの物価変動リスクについては、リスク分担において、基本的には指定管理者が負担することとされております。電気、ガス代については、1月使用分から、国の電気、ガス価格激変緩和対策事業によって負担の軽減が図られておりますが、引き続き光熱水費等の物価の動向を注視し、公の施設の安定的な運営の確保を図ってまいります。

次に、施設の管理運営に要する人件費については、指定管理者から提出される事業報告書に基づき毎年度モニタリングを実施しております。

指定管理者が、個々の職員に幾ら賃金等を支払っているかについては、事業者と労働者の私的な雇用契約に立ち入ることになるため把握は困難であると考えますが、適切な賃金や労働条件が確保されることは重要であると認識をしており、指定管理者の選定時やモニタリング時に継続して労働福祉の状況を評価、確認をしております。

〔22番 福永洋一議員 登壇〕

○福永洋一議員 答弁では、コロナ対策としての財政支援についてはリスク分担に基づき対応し、今後も必要な対応を図るとしながらも、燃料費等の高騰への対応は指定管理者の負担ということでした。現場の実態としては、燃料費等の高騰のために、その負担が、例年の2倍以上となっている事業所もあると聞いています。今後、きちんと手当しなければ事業所の運営自体が厳しくなるのではと思っています。

熊本地震、コロナ禍と、想定外の災害や事態が続いている中、今回の物価高騰に対しても想定外の事態として手当しなければならぬのではないかと考えています。指定管理の下で働く職員は、市民サービスを低下させないために、これまでもモチベーションを保ちながら献身的に働いています。市としては、今後、職員への影響、例えば、賃金カットや職員削減等がないのか、市民サービスの低下とならないのか等、きちんと注視し精査すべきだと思っています。人件費については、モニタリング等により把握という答弁がありましたが、総体としての人件費は把握できても、個々の賃金実態は把握できないのが実情ではないでしょうか。現状では、働く職員の賃金は市職員に準ずるとしながらも、市職員の賃金水準以下の実態があります。また、正規職員、非正規の職員の実態についても、現状のモニタリングでは把握できていないのではないのでしょうか。

賃金実態の調査についての答弁は、事業者と労働者の私的な雇用契約に立ち入ることになるため把握は困難とのこと、しかし、この春闘でも、国としても物価高騰見合いの賃金のアップについて取り組むよう経営側への要請を行っているところです。結果、先日の報道であったように、トヨタ自動車やホンダの労使交渉では早期の満額回答となっています。

今後、全ての業種での労使交渉の動向に注視したいところですが、今後、多くの業種で物価上昇分の賃金が保障されたとしても、市としての指定管理料については、人件費見合い分は含まれていないのが現状で、指定管理者の裁量での賃金実態となっているのではないのでしょうか。市としては、今後、働く職員の個々の賃金や職員体制等の実態を把握し、改善に向けて対応すべきものではないのかなと考えているところです。

特に今回の議会では、先日の西岡市議の公契約条例の質問に対して、今後、条例制定に向けて調査するとの前向きな答弁があったところです。条例が制定されれば、条例の目的としての工事等の委託契約時において、働く労働者の賃金保障についての指導等も市が行うこととなります。今後は、熊本市としての取組により、市の職員や会計年度任用職員のみならず、指定管理者制度の下で働く職員はもとより、熊本市内で働く全ての人たちの総体としての賃金の底上げが進むことを願うところです。

いろいろもっと言いたいことがあるんですけども、2点目の地域力の把握と対策について、質問に入ります。

令和2年、2022年第2回定例会、6月に市長に質問をしました。当時の市長の答弁

では、地域ごとのデータや指標が示せるように検討するとありました。質問以降、やがて3年目を迎えますけれども、その後の検討結果はいかがかということで質問していきたいと思っています。

質問の前に、コロナ禍のこの間の地域と行政の動きについてお知らせをしたいと思っています。地域の現状についてです。2020年6月の質問以降、コロナ禍によって、地域の活動については様々な行事が中止となり、相対としては停滞気味です。しかし、それぞれの地域にあっては、ウィズコロナとして、知恵を出し、工夫しながら、会議も開催し、感染拡大の合間を縫って、行事の開催の時期や、その内容を変更するなどして取り組んでいます。その取組について、地元校区の取組について御報告させていただきます。

私の一町内自治会、私は副会長ですけれども、去年、総会の中で、この3年間、ほとんど行事が中止されているのであれば自治会費を減らすべきではないかという議論がありました。月400円なんですけれども、それでも高いのではないかということで、今年度のみですけれども、自治会費を半額にしようではないかということを決めていきました。

それと、目に見える取組ということで、公園に大型倉庫を設置して、草刈り機も購入して、みんなで草を刈ろうというところの取組もしています。もう一つ、防犯カメラの設置をしたいという議論もあったんですが、お金がなくてできないという状況になっています。その他、青少協の取組は、屋内のイベントから屋外のイベントということで、新しくロケットを飛ばしたりしています。竹馬づくりなんかもやっています。老人会では、閉じこもりがちな高齢者の人たちを、安否確認も含めてですけれども、公園での週1回のラジオ体操をして、40人、50人と参加されています。

体育協会については、親子スポーツ大会、今までやっていたんですけども、人数を減らして、密を避けての開催、グラウンドゴルフ大会は、感染状況を見て、時期をずらして開催をしています。防災連絡会は、我が校区は防災委員会と言いますが、災害対処訓練ということで、地域の役員等、少人数で開催を行っているところです。防犯協会、交通安全協会は、コロナ禍にあっても、地域の見守り活動としてということで通常どおりの活動を続けてきました。

この間、行政の動きについてですけれども、各区により、地域の取組について、先進事例の内容やデータを地域向けに広く紹介する取組が行われてきました。また、まちづくりセンター職員参加の、「市長とドンドン語ろう！」の開催も行われたというふうに聞いています。頑張ったところには、優秀事例ということで表彰を受けて、市長と一緒に御飯が食べられるというようなことがあったかに聞いています。中央区、西区、南区では、地域カルテ、地域の診断書みたいなものですが、それを作成して、地域の実態の把握等を行っている聞いています。

市長の掲げる地域主義の理念については、私も理解し、推進すべきものだと思います。特に、5年前に設置されましたまちづくりセンターについては、地域担当職

員の働きも含め大いに評価すべきものです。今後、市長の掲げる地域主義の理念に基づいて、より一層、地域力を高めることが必要という立場で、3点について質問をします。市長、答弁をお願いします。

1点目、令和2年の質問以降の取組について確認をしたいと思っています。先進事例の内容やデータ紹介の取組は、各区の温度差があるものの、実施されているようですが、指標作成も含めて、市全体として具体化に向けて取り組まれたのでしょうか。

2点目、コロナ禍により地域の活動が総体的に停滞気味の中、それぞれの校区の地域力を把握し具体策を講じる必要があると考えていますが、今後どのように取り組まれるのでしょうか。

3点目、地域力向上のために、まちづくりセンターの役割についてです。現状のまちづくりセンターの各校区担当の職員の活動実績の把握だけにとどまらず、総体としての地域の取組等を把握し、数値化し、地域力の低い校区等への具体的な対応策が必要だと私は前回も今回も訴えます。そのためのまちづくりセンターの役割を明確にすべきと考えますが、市長としての考えはいかがでしょうか。

以上3点について、よろしくをお願いします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 現在、各区において、校区ごとのデータ等を基に、地域の強みや課題を把握し、特性を生かしたまちづくりを進めているところです。また、区制から10年が経過し、この間の区の変化についての検証や、区のまちづくりについての振り返りを行っておりまして、先般、全市的な取組として開催いたしました区制10周年記念イベントの中で地域活動の優良事例を紹介したところでございます。今後、こうした事例の活用や、さらなるデータの収集に取り組むこととしております。

議員お尋ねの指標についてでございますが、収集したデータに基づき、地域において、それぞれの実情を踏まえながら、あるべき姿や目標を設定し取り組むことが望ましいと整理をしております。地域担当職員を中心に、関係部署とも連携し、その支援を行っております。

コロナ禍後のそれぞれの地域活動の状況についてですが、地域担当職員が適切に把握し、各まちづくりセンターや区役所と情報共有しているところであり、今後、活発な地域活動を進めていくためには、地域担当職員やまちづくりセンターの役割は一層重要になると考えております。

持続可能な地域社会を構築するためには、地域の強みを生かした様々な取組を通して多くの地域住民に参加していただき、住み続けたいと思う魅力あるまちづくりを進める必要があります。まちづくりセンターには、こうした取組の提案や地域人材とのマッチングなど、さらに一歩進んだ取組ができるよう機能強化を図ってまいります。

また、私がマニフェストに掲げました市民ポイントや自治会運営のガイドラインについても、持続可能な地域社会実現のための重要なツールであると考えておりまして、地域の皆様の声を聞き、課題を共有しながら、これらの導入を進めることで住民

主体のまちづくりの支援に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

〔22番 福永洋一議員 登壇〕

○福永洋一議員 前回の質問に対する答弁では、繰り返しますが、地域ごとのデータや指標が示せるように検討するとあったものです。今回の答弁では、データに基づいて地域実情に応じて、あるべき姿や目標を設定し取り組むということで、あるべき姿や目標を設定するためには、一定の指標がなければ目標等の設定はできないのではないかと私は考えています。各地域の取組等のデータはあっても、一定の数値化できるような指標がなければ地域力の把握はできないのではないのでしょうか。市長として地域主義を唱えるのであれば、各地域の地域力を、やはりきちんと的確に把握して、格差なき地域力向上のための具体策を考えるべきだと思っています。

さきに、校区のウィズコロナの取組を幾つか紹介しましたが、ほかの校区にあっては、行事だけでなく、もう会議自体が開かれていないところもあるやに聞いています。そのことにより地域力が低下し、高齢者や子育て世代等を見守り支え合う地域の力が壊れていかないのか、孤立、孤独化がより一層進むのではないか等の懸念をしているところです。特に、まちづくりセンターの地域担当職員の活動により、地域と行政との距離は近くなり、地域力の向上にも貢献いただいている中であって、今後は、まちづくりセンターの各地域担当職員の把握する各校区、地域の活動状況をきちんと数値化し、目標値を設定しての具体の取組を期待するところです。

3点目に入ります。街路樹や低木、公園の樹木等の今後の管理の在り方についてです。

これまでも、幾度となく街路樹や低木等の適正な管理について、私も含めて多くの議員が質問をしてきたところです。そのような中、4月から森の都推進部が発足します。今後、主要道路等の街路樹の管理計画だけでなく、地域の街路樹や低木、公園の樹木等の管理について、現状をきちんと把握し、明確な方針の下に予算化を図り、適正な管理が必要と考えているところです。そこで、2点について質問をします。答弁は都市建設局長にお願いします。

1点目、街路樹、低木の管理についてです。

交差点などの見通しを悪くしていないのか、通行の妨げになっていないのか、台風などでの倒木の恐れがないのか、適正な間隔で植樹されているのか、多量の落ち葉により近隣住民への負担となっていないかなどの総合的な検証を行い、今後、具体的な方針を策定し、伐採等の適正な管理が必要と考えているところです。

2点目、公園の樹木や低木等の管理についてです。質問1点、要望2点、お願いしたいと思っています。

1点目、質問ですが、公園の樹木や低木について、現状をきちんと把握し、樹種や本数等の在り方について検討を行い、適正な管理が必要と考えているところですが、いかがでしょうか。

2番目、要望です。質問予定であったんですが、1点目は、新年度の予算として今

回提案されている内容です。2点目は、もう既に事業化されているということで、要望に変えていきたいと思っています。

公園内の除草についてです。現状は、年3回の実施、2回のところもあるらしいですけれども、今回、新年度予算として、森の都推進費事業費として2億6,000万円余の事業費が示され、うち、公園除草強化の予算として6,000万円が提案されています。利用者の多い公園について、除草回数を年3回から4回とするとのこと、いい取組だと思っています。今後の取組としては、時期や管理について適正に実施していただきたいという要望です。

もう一つが、市民協働の公園の管理についてです。

我が校区も、もう20年以上前から、毎月みんなで除草作業とかしているんですが、こういう制度があることを知りませんでした。自治会等のボランティアにより定期的に剪定や草刈り等を行っている公園については、公園地域パートナー事業という支援が行われています。市民協働による公園の管理を推進するために、この制度内容を広く、その趣旨等も含めて知らせていただきたいと思っています。

以上です、よろしくお願いします。

〔井芹和哉都市建設局長 登壇〕

○井芹和哉都市建設局長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、本市では、昭和47年、1972年の森の都宣言以降、道路や公園などに積極的に樹木等が植栽され、都市の魅力を向上させますとともに、市民の皆様にとって最も身近な緑となっております。

一方で、それから約半世紀が経過し、老木化、巨木化した樹木の維持管理や根上がり、落ち葉等による交通や沿道住民の皆様への影響など、緑に関する環境の変化に伴う課題への対応が必要となっております。

そこで、本年度見直した熊本市域街路樹再生計画は、道路の機能、役割を確保しながら、都市空間との調和が図れるよう、市民の皆様と持続可能な管理手法を探っていく公民連携の構築を基本方針としたところであり、地域の街路樹や低木の管理も含め、多様な主体に連携を呼びかけ、これからの維持管理について一緒に考えてまいることとしております。

次に、公園の樹木につきましては、現在、公園ごとに樹木台帳の整備を進めておりまして、調査時に危険木と確認された樹木につきましては、剪定・伐採など早急な対応を取ることとしております。

また、御要望いただきました公園の除草は、状況に応じて回数を増やすこととしておりまして、公園地域パートナー事業につきましても、緑の基本計画アクションプログラムの策定や実施の過程で地域の参加を促してまいりたいと考えております。

町の緑が与えるイメージは、人々の生活スタイルに影響を与え、住みたいという思いにもつながるものと考えております。街路樹や公園などの公共施設の緑について、景観や安全性・快適性を考慮し、地域との関りを深めながら適正かつ持続可能な維持

管理に努めてまいります。

〔22番 福永洋一議員 登壇〕

○福永洋一議員 道路や公園の街路樹等の管理の在り方について、公民連携の構築を基本として取り組むということでした。現在の街路樹等の問題は、高度成長期に樹木の成長や将来をきちんと考えずに、様々な樹種、間隔も狭く植樹されたために、老齢化し、古木となつての倒木や伸びた根っこが舗装等を持ち上げたりしているために起こっているものだと思っています。森の都のための緑化推進の前に、現状の街路樹等の管理について、専門家による実態把握と管理の在り方に基づいてのきちんとした指針・計画がなければならないと思っています。また、そのための市民への情報の発信と啓発に取り組み、市民の理解の上での将来に向けた森の都づくりに取り組んでいただきたいと思っています。

森の都推進部の発足により、市民の期待値は非常に高いです。予算の確保とともに人員体制等にも力を入れて、日本のみならず世界に誇れる持続可能な森の都づくりに励んでいただきたいと思っています。

最後の質問です。各区の権限や財源についてです。

平成29年、2017年11月の4年数か月前に、同じような内容で質問をしました。この年の春にまちづくりセンターが設置され、地域担当職員が配置されました。当時の質問の趣旨は2点、区役所の権限として各区長に人事権等も含めて一定の権限を与えるべきではないのかという質問、もう一つ、区の予算について、ソフト面だけでなくハード面の予算配分も必要ではないかというものでした。当時の調査では、政令指定都市19市中、区長に人事権等の一定の権限ありの市が10市、ソフト・ハード事業ともに措置している市が6市ありました。当時の市長の答弁では、地域ニーズ反映の仕組みにより、区と局が連携し事業を推進し、地域課題の改善や特性を生かしたまちづくりに取り組んでいる、この取組を進めながら効果や課題について検証し、その結果により区域における総合的な行政を推進するために必要な区の権限や人口面積を含めた区の特長や違いを踏まえて、どのような予算措置の在り方がふさわしいかなど今後検討をしていくという答弁があったところです。

政令市となって10年が過ぎました。質問から4年以上が経過しました。これまで、5つの区により、様々なイベントを中心にそれぞれ特色ある取組を行ってきました。今後も、さらなる各区の特色に応じた区役所の機能強化が必要と考えています。しかし、現状では区の権限や財源は一定程度に限られています。権限や財源について、より一層拡充すべきものと考えているところです。

今後、検討していくの答弁から、その後の検討が全くなされないままの4年が過ぎたという印象を持っています。ただし、ハード面の整備については、地域ニーズ反映の仕組みにより、まちづくりセンターの職員や各区、土木センターなどとの連携により、4年前に比べると一定機能しているとは認識しているところです。しかし、区役所の権限や財源のありようについては4年前とほとんど変わっていないのではないで

しょうか。

そこで、2点について市長に質問をします。

1点目、現状の区の権限についての確認と、今後の権限の拡充について、どのように考えていらっしゃるのでしょうか。

2点目、各区に、それぞれソフト事業のための予算として2,000万円、総額1億円が措置されていますが、ハード事業を含めての予算の拡充が必要と考えているところですが、今後の取組としてどのように考えていらっしゃるのでしょうか。よろしくをお願いします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 各区では、それぞれの特色に合わせた区独自のまちづくり事業を実施しておりまして、市全体の計画や事業は本庁主務課が実施をしております。

令和3年度からは、土木センターを区役所組織に移管したところでありまして、まちづくりセンターとも連携をしながら地域ニーズへの迅速な対応が可能となっております。

まちづくり関連予算といたしましては、各区の2,000万円だけでなく、本庁関連部署でも対応しているところです。各区の予算拡充につきましては、西区の移住・定住促進等のための地域おこし協力隊受入れ経費のように、今後も各区の実情に応じた積極的な事業提案があるものと考えておりまして、まちづくり推進の効果等も考慮しながら対応してまいります。

〔22番 福永洋一議員 登壇〕

○福永洋一議員 各区の権限や各区へのハード事業の予算については、一定工夫され実施されているものの、今回、私の質問と市長の答弁は余りにもかけ離れた内容で、かみ合っていないような印象を受けています。区の役割や権限、予算の在り方などについて、この4年間の中できちんと議論されたのか私は疑問を持っています。私の主張は、区によるソフト事業に加えてハード事業の予算も必要ではというものです。各区の権限と裁量により自由に使えるハード整備の予算という意味の内容です。

例えばの話、その使い道ですけれども、各区の各校区に対して、一定の額を使えるにするというものもあっていいのではないかなと思っています。その使い道は、地域ニーズとしてのハード面の整備費ということで、例えば、公園の、先ほど言いました除草のための草払い機の購入に充てる、ごみステーションが荒れているところをきちんと整備する、防犯灯がまだ必要なところに、その増設のための予算を手当とする、防犯カメラが必要だといっているけれども、そのお金がないから少しでも手当できないのか、例えば、民地の樹木の剪定をするにしても、その伐採の費用なども区で使えるということで、地域のまちづくりにかかる市民の目に見える設備等の改善に使うような予算があっても、私はいいのではないかなと思っています。

校区が、今96校区ですか、各校区に50万円あげますよ、何かに使ってくださいよといったとき、4,800万円で済むんです。現状の各区へのソフト事業のための予算1億

円を、もう増やすことができないのであれば、ひとまずソフトの予算を5,000万円にして、ハードを5,000万円にはできないのかなと検討を願うところです。

他都市にあつては、義務的な経費も含めて100億円規模で各区に措置してあるところもあるんです。新潟、川崎、横浜、広島、浜松、土木費等についても、各区の特性に応じた予算として億単位で配分されています。その用途についての使い道についての権限や裁量も、区長、区独自で実施しているところがあるということです。他都市の事例をきちんと参考にしながら、もう少し検討していただければなと思っています。

この3年間は、コロナ禍により、ソフト事業としての多くのイベントの開催が中止されてきました。4年前の質問以降、一律各区2,000万円の事業費で、人づくりや交流や啓発等のイベント中心の取組をこの先も実施することについては、私は大いなる疑問を持っています。これまでの取組をきちんと検証し、各区長の意見なども参考に、地域ニーズをきちんと把握し、新たな取組を考えていただきたいと思っています。

最後になりますけれども、議員は、地域の実情を把握し、多くの陳情を受け活動をしています。議員の仕事は、市民の方々の実態に基づき、その要望等を行政につなぐ役割が第一であると思っています。以前お役人の言葉の研究するは何もしないことではないんですか、検討するは、もしかして何かするかもしれないということですかということをお聞きすることがあります。

これまでに市長や局長や教育長などに多くの質問をし、提言や要望を行ってきました。答弁では検討すると言われながらも、実態を見ず、何ら検証もされずに同じようなことが繰り返されるのであれば、それは行政の怠慢としか言いようがないのではないかなと思っています。私が、またこの場に立てるのであれば、また引き続き、今回の質問も含めて、さらにはいい議論をしたいものだと思っています。

最後に、議場にいらっしゃる全ての方たち、インターネットで視聴されていらっしゃる皆様方にお礼を申し上げ、質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○原亨議長 本日の日程は、これをもって終了いたしました。

この際、お諮りいたします。

2月25日、26日の両日は、休日のため休会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○原亨議長 御異議なしと認めます。

よって、2月25日、26日の両日は、休会することに決定いたしました。

次会は、2月27日定刻に開きます。

○原亨議長 では、本日はこれをもって散会いたします。

午後 2時39分 散会

○本日の会議に付した事件

一、議事日程のとおり

令和5年2月24日

出席議員 48名

1番	原 亨	2番	園 川 良 二
3番	山 本 浩 之	4番	北 川 哉
5番	古 川 智 子	6番	島 津 哲 也
7番	吉 田 健 一	8番	伊 藤 和 仁
9番	平 江 透	10番	荒 川 慎太郎
11番	齊 藤 博	12番	田 島 幸 治
13番	日 隈 忍	14番	吉 村 健 治
15番	山 内 勝 志	16番	緒 方 夕 佳
17番	高 瀬 千鶴子	18番	三 森 至 加
19番	大 嶋 澄 雄	20番	光 永 邦 保
21番	高 本 一 臣	22番	福 永 洋 一
23番	西 岡 誠 也	24番	田 上 辰 也
25番	浜 田 大 介	26番	井 本 正 広
27番	藤 永 弘	28番	原 口 亮 志
29番	田 中 敦 朗	30番	紫 垣 正 仁
31番	小佐井 賀瑞宜	32番	寺 本 義 勝
33番	大 石 浩 文	34番	村 上 博
35番	上 田 芳 裕	36番	那 須 円
37番	澤 田 昌 作	38番	田 尻 善 裕
39番	満 永 寿 博	40番	田 中 誠 一
41番	津 田 征士郎	43番	藤 山 英 美
44番	落 水 清 弘	45番	倉 重 徹
46番	三 島 良 之	47番	坂 田 誠 二
48番	白河部 貞 志	49番	上 野 美 恵子

説明のため出席した者

市長	大西一史	副市長	深水政彦
副市長	中垣内隆久	政策局長	田中俊実
総務局長	宮崎裕章	財政局長	三島健一
文化市民局長	横田健一	健康福祉局長	津田善幸
環境局長	早野貴志	経済観光局長	田上聖子
農水局長	大塚裕一	都市建設局長	井芹和哉
消防局長	福田和幸	交通事業管理者	古庄修治
上下水道事業 管理者	田中陽礼	教育長	遠藤洋路
中央区長	岡村公輝	東区長	本田昌浩
西区長	河本英典	南区長	江幸博
北区長	小崎昭也	病院事業管理者	水田博志

職務のため出席した議会局職員

局長	富永健之	次長	潮永誠
議事課長	池福史弘	政策調査課長	上野公一